

刈谷市低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市が発注する建設工事又は委託(以下「工事等」という。)の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)及び第167条の10の2第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定に基づき、最低価格の入札をした者以外の者を落札者としてすることができる場合に行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として設定した価格をいう。
- (3) 失格基準価格 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判定し、その入札をした者を失格とする基準として設定した価格をいう。
- (4) 最高評価値者 刈谷市総合評価落札方式取扱要領第7条に規定する落札者となるべき評価値の最も高い者をいう。

(対象となる工事等)

第3条 この要領は、次に掲げる工事等に適用する。

- (1) 総合評価落札方式で発注する工事
- (2) 市長が必要と認めた工事等

(調査基準価格の設定)

第4条 市長は、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において調査基準価格を定めることができるものとする。

2 前項の規定により調査基準価格を定めたときは、予定価格に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、調査基準価格を設定したときは、入札公告、指名通知等により周

知するものとする。

(低入札価格調査)

第6条 市長は、調査基準価格を下回る価格での入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札の決定を保留するものとする。ただし、低入札に係る入札価格が次のいずれかに該当する場合は、当該低入札をした者を失格とする。

- (1) 調査基準価格に10分の8（解体工事の場合にあっては10分の7）を乗じた額に満たない場合
- (2) 失格基準価格を設定した場合はその価格に満たない場合

2 前項本文の規定により落札の決定を保留した場合は、契約検査課長は、直ちに低入札を行った者（前項ただし書及び第4項の規定により失格とされた者を除く。）のうち最低の価格をもって入札をしたものに対し事情聴取等の調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による入札にあっては、最高評価値者（第1項ただし書及び次項の規定により失格とされた者を除く。）の入札価格が低入札に該当した場合は、落札の決定を保留し、当該最高評価値者に対し調査を行うものとする。

4 前2項による調査に応じない者は、失格とする。

(刈谷市低入札価格調査委員会)

第7条 市長は、調査の結果等を審議するため、刈谷市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 当該低入札に係る工事等を所管する担当部長及び工事等の依頼部長
- (4) 当該低入札に係る工事等を所管する課等の長及び工事等の依頼課長
- (5) 契約検査課長

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、副市長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、調査が行われた場合は、速やかに会議を開催するものとし、その結

果を市長へ報告し承認を受けなければならない。

5 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(落札者の決定)

第8条 市長は、低入札を行った者の調査及び審議の結果、契約の履行が確保されると認められる場合は当該者を契約の相手方と決定し、契約の履行が確保できないと認められる場合は入札をした他の者（第6条第1項ただし書及び同条第4項の規定により失格とされた者を除く。）のうち、最低の価格をもって入札をしたもの（以下「次順位者」という。）を契約の相手方と決定するものとする。

2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。この場合において、第6条第2項中「最低の価格をもって入札をしたもの」とあるのは、「低入札の調査を受けた者の次の順位の価格をもって入札をしたもの」と、同条第3項中「最高評価値者」とあるのは、「低入札の調査を受けた者の次の順位の評価値の者」と読み替えるものとする。

3 契約検査課長は、前2項の規定により契約の相手方を決定した場合は、その旨を当該入札参加者に通知しなければならない。

(落札者との契約)

第9条 前条の規定により、低入札を行った者と契約する場合、次に掲げる事項を条件として契約を締結するものとする。なお、当該条件に応じない場合は、契約を辞退するものとみなす。

(1) 当該工事に係る公告において、技術者を専任で配置する要件が定められている場合は、契約金額にかかわらず配置予定技術者を専任で配置するものとする。

(2) 現場代理人の配置は、刈谷市工事請負契約条項第11条第2項のただし書の規定は適用できないものとする。

(3) 工事検査要領第3条第3号に規定する中間検査を適宜行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式 1

低入札価格調査報告書

年 月 日

低入札価格調査委員会長 様

契約検査課長

年 月 日に開札（入札）した下記工事等について、基準価格を下回る入札が行われましたので、刈谷市低入札価格調査実施要領第 6 条第 項の規定に基づき、調査を行いました。結果は、別紙の通りです。

つきましては、その適否について審査をお願いします。

記

1 工事等名

2 工事等場所

様式 2

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

契約検査課長

低入札価格調査委員会長

確保される

下記工事等について、委員会で審査の結果、適合した履行が と

確保されない

認められます。

記

1 工事等名

2 工事等場所

様式 3

低 入 札 価 格 調 査 票 1

入札日	年 月 日	調査日	年 月 日
工事名・場所			
入札者		入札額	
調査基準価格		円	円
1 その価格で入札できた理由（内訳書及び積算書を添付）			
調査担当 契約検査課			
担当		担当	

様式3の2

低 入 札 価 格 調 査 票 2

2 手持工事の状況
3 手持資材の状況
4 手持機械の状況
5 下請負契約の予定
6 信用状況
7 過去に施行した刈谷市発注工事名および工事成績等
8 配置予定技術者
9 その他必要な事項